

改正案	現行
<p>第四十条 削除</p> <p>（大都市の特例）</p> <p>第四十四条 第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第四十条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条及び前三条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規</p>	<p>（交付金）</p> <p>第四十条 国は、土地利用基本計画の作成に要する経費その他のこの法律の施行に要する経費で政令で定めるものの財源に充てるため、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対し、交付金を交付する。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による交付金の交付については、各都道府県又は各指定都市における次の各号（指定都市にあつては、第二号中許可申請に係る部分及び第三号を除く。）に掲げる事項を基礎とし、各都道府県又は各指定都市における土地取引及び土地利用の動向等に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。</p> <p>一 各都道府県又は各指定都市において、それぞれ、この法律の施行上均等に必要とされる費用</p> <p>二 土地に関する権利の移転又は設定の許可申請及び届出の件数</p> <p>三 都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域の面積及び同項の規定による区域区分の定められない市町村の数</p> <p>（大都市の特例）</p> <p>第四十四条 第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第四十条及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。この場合においては、第二十三条から第三十二条まで、第三十五条、第三十九条及び前三条の規定中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。</p>

定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

改 正 案

現 行

目次

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 都市再生本部（第三条 第十三条）	第二章 都市再生本部（第三条 第十三条）
第三章 都市再生基本方針（第十四条）	第三章 都市再生基本方針等（第十四条 第十九条）
第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置	第四章 民間都市再生事業計画の認定等（第二十条 第三十五条）
第一節 地域整備方針等（第十五条 第十九条）	第五章 都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例
第二節 民間都市再生事業計画の認定等（第二十条 第三十五条）	第一節 都市再生特別地区（第三十六条）
第三節 都市計画等の特例	第二節 都市計画の決定等の提案（第三十七条 第四十一条）
第一款 都市再生特別地区（第三十六条）	第三節 都市再生事業に係る認可等の特例（第四十二条 第四十五条）
第二款 都市計画の決定等の提案（第三十七条 第四十一条）	
第三款 都市再生事業に係る認可等の特例（第四十二条 第四十五条）	
第五章 都市再生整備計画に基づく特別の措置	
第一節 都市再生整備計画の作成等（第四十六条）	
第二節 交付金（第四十七条 第五十条）	
第三節 都市計画等の特例	
第一款 都市計画の決定等に係る権限の移譲等（第五十一条 第五十三条）	
第二款 都市計画の決定等の要請（第五十四条 第五十七条）	
第三款 道路整備に係る権限の移譲等（第五十八条 第六十一条）	
第六章 雑則（第六十二条 第六十五条）	第六章 雑則（第四十六条 第四十九条）

第六章 雑則（第六十二条 第六十五条）	第六章 雑則（第四十六条 第四十九条）
---------------------	---------------------

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第三章 都市再生基本方針

第十四条 略

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 略

四 第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の作成に関する基本的な事項

3 5 略

第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置

第一節 地域整備方針等

(地域整備方針)

第十五条 略

2 地域整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第三章 都市再生基本方針等

(都市再生基本方針)

第十四条 略

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 略

3 5 略

(地域整備方針)

第十五条 略

2 地域整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 略

三 都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共施設その他の公益的施設（以下「公共公益施設」という。）の整備に関する基本的な事項

四 略

3）6 略

（公共公益施設の整備）

第十七条 国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備の促進に努めるものとする。

（都市再生緊急整備協議会）

第十九条 略

2）8 略

第二節 民間都市再生事業計画の認定等

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 略

一・二 略

三 都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共施設その他の公益的施設の整備に関する基本的な事項

四 略

3）6 略

（公益的施設の整備）

第十七条 国及び関係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関連して必要となる公共施設その他の公益的施設の整備の促進に努めるものとする。

（都市再生緊急整備協議会）

第十九条 略

2）8 略

第四章 民間都市再生事業計画の認定等

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 略

(国等の援助)
第三十五条 略

第三節 都市計画等の特例

第一款 都市再生特別地区

第三十六条 略
2・3 略

第二款 都市計画の決定等の提案

(都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案)
第三十七条 都市再生事業を行おうとする者は、都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村若しくは同法第八十七条の第二項の指定都市(同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は市町村)又は第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村(以下「都市計画決定権者」と総称する。)に対し、当該都市再生事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

一〇四 略

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業(以下「市街地再開発事業」という。)に関する都市計画

(国等の援助)
第三十五条 略

第五章 都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例

第一節 都市再生特別地区

第三十六条 略
2・3 略

第二款 都市計画の決定等の提案

(都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案)
第三十七条 都市再生事業を行おうとする者は、都市計画決定権者(都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の第二項の指定都市(同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は市町村)をいう。以下同じ。)に対し、当該都市再生事業を行うために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

一〇四 略

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画

六 密集市街地整備法による防災街区整備事業（以下「防災街区整備事業」という。）に関する都市計画

七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）に関する都市計画

八 都市計画法第四条第五項の都市施設（以下「都市施設」という。）で政令で定めるものに関する都市計画

九 略

2 略

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間）

第四十一条 略

2 略

第三款 都市再生事業に係る認可等の特例

第五章 都市再生整備計画に基づく特別の措置

第一節 都市再生整備計画の作成等

第四十六条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市再生整備計画の区域

二 都市再生整備計画の目標

三 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事業に関する

六 密集市街地整備法による防災街区整備事業に関する都市計画

七 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業に関する都市計画

八 都市計画法第四条第五項の都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

九 略

2 略

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間）

第四十一条 略

2 略

第三節 都市再生事業に係る認可等の特例

事項

イ 公共公益施設の整備に関する事業

ロ 市街地再開発事業

ハ 防災街区整備事業

ニ 土地区画整理事業

ホ 住宅施設の整備に関する事業

ヘ その他国土交通省令で定める事業

四 前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項

五 計画期間

六 その他国土交通省令で定める事項

3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務（以下この節及び次節において「事業等」という。）に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものを記載することができる。

4 市町村は、都市再生整備計画に特定非営利活動法人等が実施する事業等を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定非営利活動法人等の同意を得なければならない。

5 第二項第三号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画（同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定都市が定めることとされているものを

除く。()で政令で定めるものに限る。()であつて第五十一条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの(以下「市町村決定計画」という。)及び当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限(以下「計画決定期限」という。)を記載することができる。

6 | 市町村は、都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

7 | 第二項第三号イに掲げる事業には、国道(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)又は都道府県道(同条第三号の都道府県道をいう。以下同じ。)の新設又は改築(同法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。)附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの(道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)で政令で定めるものに限る。()であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道等事業」という。)を記載することができる。

8 | 市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道等事業を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

9 | 都市再生整備計画は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、同法第七条の二の都市再開発方針等並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

10 | 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく、こ

れを公表するとともに、都道府県に都市再生整備計画の写しを送付しなければならぬ。この場合において、当該都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載したときは、国土交通省令で定めるところにより、これらの事項を公告しなければならない。

11 第二項から前項までの規定は、都市再生整備計画の変更について準用する。

第二節 交付金

(交付金の交付等)

第四十七条 市町村は、次項の交付金を充てて都市再生整備計画に基づく事業等の実施（特定非営利活動法人等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該都市再生整備計画を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、公共公益施設の整備の状況その他の事項を基礎として国土交通省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の規定による交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、交付金の交付に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(住宅地区改良法の特例)

第四十八条 前条第二項の規定による交付金を充てて建設された住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規

定する改良住宅についての同法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第二項の規定により国の補助を受けて」とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金を充てて」と、同条第三項中「第十三条第三項」とあるのは「第十二条第一項中」の補助」とあるのは「の補助（都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金（以下この項において「都市再生交付金」という。）を含む。）」と、「から補助」とあるのは「から補助（都市再生交付金を含む。）」と、旧公営住宅法第十三条第三項」とする。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例）

第四十九条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の五第一項に規定する認定事業者である市町村が第四十七条第二項の規定による交付金を充てて実施する都心共同住宅供給事業（同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業をいう。）により建設される住宅についての同法第百一条の十一及び第百十三条の二の規定の適用については、同法第百一条の十一第一項及び第三項中「前条第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金」と、同法第百十三条の二第一号中「第百一条の十第一項又は第二項の規定による補助」とあるのは「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金の交付」と、「当該補助」とあるのは「当該交付金」とする。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の特例）

第五十条 市町村が第四十七条第二項の規定による交付金を充てて整備する高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四十九条第一項の賃貸住宅についての同法第五十

四条の規定の適用については、同条中「第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する」とあるのは、「都市再生特別措置法第四十七条第二項の規定による交付金を充てて整備し、又は第四十九条第二項の規定による補助を受けて家賃を減額する」とする。

第三節 都市計画等の特例

第一款 都市計画の決定等に係る権限の移譲等

(都市計画の決定等に係る権限の移譲)

第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二第一項の規定にかかわらず、第四十六条第十項後段(同条第十一項において準用する場合を含む。)の公告の日から計画決定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。

2 市町村(都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。)は、前項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとするときは、同法第十九条(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する手続を行うほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都市計画法第十八条第四項の規定は、前項の協議について準用する。

4 都市計画法第八十七条の二第二項から第六項までの規定は、指定都市が第一項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとする場合について準用する。

(施行予定者)

第五十二条 前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画には、都市計画法第十一条第二項又は第十二条第二項に定める事項のほか、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業(同法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。)又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者(当該市町村を施行予定者とするものに限る。)及びその期限を定めなければならない。

2 前項の規定により施行予定者が定められた都市計画は、これを変更して、施行予定者を定めないものとする。こと及び当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができない。

3 前二項の規定は、前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画に密集市街地整備法第二百八十一条第一項の規定により当該市町村が施行予定者として定められた場合には、適用しない。この場合において、当該都市計画は、これを変更して当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができない。

(認可の申請義務)

第五十三条 前条第一項の規定により施行予定者として定められた市町村は、その期限までに、都市計画法第五十九条第一項の規定による認可(都市再開発法第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項の規定による認可とみなされるものを含む。)の申請をしなければならない。

第二款 都市計画の決定等の要請

(市町村による都市計画の決定等の要請)

第五十四条 市町村(指定都市を除く。)は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画法第四条第三項の地

域地区に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならぬ。

2 前項の規定による要請（以下「計画要請」という。）に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものでなければならぬ。

（計画要請に対する都道府県の判断等）

第五十五条 都道府県は、計画要請が行われたときは、遅滞なく、計画要請を踏まえた都市計画（計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画要請を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会への付議）

第五十六条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画（当該計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）

の決定又は変更をしようとする場合において、都市計画法第十八条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画要請に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画要請を踏まえた都市計画の決定等をしていない場合にとるべき措置）

第五十七条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画要請をした市町村に通知しなければならない。

2 都道府県は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会に当該計画要請に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

第三款 道路整備に係る権限の移譲等

(道路整備に係る権限の移譲)

第五十八条 市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この款において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、都市再生整備計画に記載された市町村施行国道等事業に係る国道又は都道府県道の新設又は改築を行うことができる。

2 市町村は、前項の規定により国道の新設又は改築を行おうとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

3 市町村は、第一項の規定により国道又は都道府県道の新設又は改築に関する工事を行おうとするとき、及び当該新設又は改築に関する工事の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により国道又は都道府県道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に代わってその権限を行うものとする。

5 第一項の規定により市町村が行う国道又は都道府県道の新設又

は改築に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(不服申立て)

第五十九条 市町村が前条第四項の規定により道路管理者に代わつてした処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

(事務の区分)

第六十条 第五十八条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第六十一条 第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わつてその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(権限の委任)

第六十二条 略

(命令への委任)

第六十三条 略

(経過措置)

第六十四条 略

(罰則)

(権限の委任)

第四十六条 略

(命令への委任)

第四十七条 略

(経過措置)

第四十八条 略

(罰則)

2 第六十五条
略

2 第四十九条
略

改 正 案

現 行

目次

第一章～第四章 略

第五章 都市再生整備計画に基づく特別の措置

第一節・第二節 略

第三節 都市計画等の特例

第一款・第二款 略

第三款 道路整備に係る権限の移譲等（第五十八条 第六十

一条）

第四款 独立行政法人都市再生機構の業務の特例（第六十二

条）

第六章 雑則（第六十三条 第六十六条）

附則

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 略

一～七 略

目次

第一章～第四章 略

第五章 都市再生整備計画に基づく特別の措置

第一節・第二節 略

第三節 都市計画等の特例

第一款・第二款 略

第三款 道路整備に係る権限の移譲等（第五十八条 第六十

一条）

第四款 独立行政法人都市再生機構の業務の特例（第六十二

条）

第六章 雑則（第六十二条 第六十五条）

附則

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条 都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、平成十九年三月三十一日までに国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 略

一～七 略

第四款 独立行政法人都市再生機構の業務の特例

第六十二条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、市町村の委託に基づき、都市再生整備計画の作成に関する同条第三項第五号の業務及び都市再生整備計画に基づく事業の促進を図るために必要な同号の業務を行うことができる。

（権限の委任）

第六十三条 略

（命令への委任）

第六十四条 略

（経過措置）

第六十五条 略

（罰則）

第六十六条 略

2 略

附則

（民間都市再生事業計画の認定を申請する期限）

第三条 第二十条第一項の申請は、平成十九年三月三十一日までに限り行うことができる。

（権限の委任）

第六十二条 略

（命令への委任）

第六十三条 略

（経過措置）

第六十四条 略

（罰則）

第六十五条 略

2 略

附則

（建築基準法の一部改正）

第三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 建築物の敷地及び構造（第五十二条 第六十

条）」を「第四節 建築物の敷地及び構造（第五十二条 第六十

条）」を「第四節の二 都市再生特別地区（第六十条の二）」

に改める。

第二条第二十一号中「特定街区」の下に「、都市再生特別地区」を加える。

第五十条中「又は特定用途制限地域」を「、特定用途制限地域又は都市再生特別地区」に改める。

第五十二条第二項中「第六十条第一項」の下に「、第六十条の二第一項及び第四項」を、「（第五十九条第一項）の下に「、第六十条の二第一項」を加え、同条第四項中「第六十条第一項」の下に「、第六十条の二第二項及び第四項」を加える。

第五十六条の二第一項中「対象区域外の部分」の下に「、都市再生特別地区内の部分」を加える。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 都市再生特別地区

(都市再生特別地区)

第六十条の二 都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率、建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

- 2| 都市再生特別地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。
 - 3| 都市再生特別地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供する建築物については、第四十八条及び第四十九条の規定は、適用しない。
 - 4| 都市再生特別地区内の建築物については、当該都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率の最高限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。
 - 5| 都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条及び第五十八条の規定は、適用しない。
 - 6| 都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条の第二項に規定する対象区域外にある建築物とみなして、同条の規定を適用する。この場合における同条第四項の規定の適用については、同項中「対象区域内の土地」とあるのは、「対象区域（都市再生特別地区を除く。）内の土地」とする。
 - 7| 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号の規定による許可をする場合に準用する。
- 第八十六条第一項中「第六十条第一項」の下に、「第六十条の二第一項」を加える。
- 第八十六条の三の見出し中「高度利用地区」の下に「又は都市再生特別地区」を加え、同条中「第五十九条第一項」の下に「又は第六十条の二第一項」を加える。
- 第八十六条の七中「除く。」の下に「第六十条の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）」を加える。
- 第八十七条第二項中「及び第五十一条」を「第五十一条及び

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第四条 第六十二条の規定により独立行政法人都市再生機構が市町村の委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成十九年三月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

第六十条の二第三項」に改める。

第八十八条第二項中「第四十八条から第五十一条まで」の下に「、第六十条の二第三項」を加え、「及び第三項」を「中第四十条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで、第六十条の二第三項及び第六十八条の二第一項に関する部分、第八十七条第三項」に改める。

第九十九条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第六十条第一項若しくは第二項」の下に「、第六十条の二第一項若しくは第二項」を加える。

(土地区画整理法の一部改正)

第四条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「高度利用地区をいう。以下同じ。」の区域」の下に「、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区をいう。以下同じ。)」の区域」を加え、「第二条の二第一項」を「第二条の二第一項第三号」に改める。

第八十五条の四第三項第二号及び第三号中「高度利用地区」の下に「、都市再生特別地区」を加える。

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	略	農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）	附則第三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
事	略	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	第五十八条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）
務	略	水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十五号）	附則第四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

法律	略	農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）	附則第三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
事	略		
務	略	水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十五号）	附則第四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

改正案	現行
<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条 略 2）4 略</p> <p>5）市町村が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等又は共同施設の建設等をする場合において、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十七条第二項の規定による交付金を当該公営住宅の建設等又は当該共同施設の建設等に要する費用に充てるときは、当該交付金を第一項又は第二項の規定による国の補助とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>（国の補助の申請及び交付の手續） 第十一条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助（第七条第五項の規定により同条第一項又は第二項の規定による国の補助とみなされるものを除く。）を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助） 第七条 略 2）4 略</p> <p>（国の補助の申請及び交付の手續） 第十一条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

改 正 案

現 行

（都市計画に定められる第二種事業等）
 第三十九条 第二種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
 第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業
 」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合
 における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が同条第五項
 に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の
 規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係
 る第二種事業については、第四条第一項の規定による届出（同項
 後段の規定による書面の作成を含む。次項において同じ。）は、
 次項に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若し
 くは市町村若しくは同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法
 第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法
 第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国
 土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任され
 ている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）
 又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二
 号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変
 更をする市町村（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当
 該都市計画の決定又は変更をするものが当該第二種事業を実施し
 ようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における
 第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実
 施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担
 当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業
 にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるの
 は、「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定

（都市計画に定められる第二種事業等）
 第三十九条 第二種事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
 第四条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業
 」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合
 における当該第二種事業又は第二種事業に係る施設が同条第五項
 に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の
 規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係
 る第二種事業については、第四条第一項の規定による届出（同項
 後段の規定による書面の作成を含む。次項において同じ。）は、
 次項に定めるところにより、同法第十五条第一項の都道府県若し
 くは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市（同法第二
 十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八
 十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交
 通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されてい
 る場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は
 市町村。以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の
 決定又は変更をするものが当該第二種事業を実施しようとする者
 に代わるものとして行うものとする。

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における
 第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実
 施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担
 当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業
 にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるの
 は、「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定

権者」という。)は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者(当該都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))又は都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第五十一条第二項の規定による同意(以下「都市計画同意」という。))を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十二条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(以下「都市計画同意権者」という。))及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項

権者」という。)は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者(当該都市計画が都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定による同意(以下「都市計画同意」という。))を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(以下「都市計画同意権者」という。))及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者」と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中

後段の都市計画決定権者」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事」とあるのは、「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九條第二項」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第二十九條第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは、「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と

「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事」とあるのは、「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあっては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九條第二項」とあるのは「第四十條第二項の規定により読み替えて適用される第二十九條第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあっては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この法律」と、「同項各号」とあるのは、「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及

、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 略

2 略

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意(以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十二条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(第四十五条において「都市計画同意権者」という。)は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 略

2 略

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、又は同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による同意(以下この項及び第四十五条において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は都道府県知事(第四十五条において「都市計画同意権者」という。)は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

改 正 案

現 行

（都市計画に定められる第二種事業等）
第三十九条

（都市計画に定められる第二種事業等）
第三十九条 略

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。））、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十二条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつ

2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二種事業を実施しようとする者（国が行う事業にあつては当該事業の実施を担当する行政機関（地方支分部局を含む。）の長、委託に係る事業にあつてはその委託をしようとする者。以下同じ。）」とあるのは「第三十九条第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、第二種事業又は第二種事業に係る施設を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとするとき」と、「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「その氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「都市計画決定権者の名称」と、「氏名等」とあるのは「名称等」と、「第二種事業の区分」とあるのは「当該都市計画に係る第二種事業の区分」と、「定める者」とあるのは「定める者（当該都市計画が都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。））、同法第十九条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二条第一項又は第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第二項の規定による同意（以下「都市計画同意」という。）を要するものである場合にあつては、都市計画同意を行う国土交通大臣（都市計画法第八十五条の二又は都市再生特別措置法第六十二条の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつ

ては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは、「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この

ては、当該地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（以下「都市計画同意権者」という。）及び次の各号に掲げる当該都市計画に係る第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者）と、「第四号又は第五号に掲げる第二種事業を実施しようとする者が第四号又は第五号に定める主任の大臣であるときは、主任の大臣」とあるのは、「都市計画同意を要しない都市計画に係る都市計画決定権者は、次の各号に定める者」と、「代えて」とあるのは「併せて」と、同条第二項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「第二十九条第一項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第一項」と、同条第三項中「定める者」とあるのは「定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者」と、「主務省令・国土交通省令」と、同項第一号及び第二号中「及び前項の都道府県知事（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事）」とあるのは「前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者（第一項後段の場合にあつては、前項の都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者）」と、同条第四項中「当該事業を実施しよう」とあるのは「当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう」と、同条第五項中「第三項第二号」とあるのは「第一項各号に定める者及び都市計画同意権者又は同項後段の都市計画決定権者のすべてにより第三項第二号」と、「第二十九条第二項」とあるのは「第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十九条第二項」と、「とられるまで（当該第二種事業に係る第一項各号に定める者が二以上である場合にあつては、当該各号に定める者のすべてにより当該措置がとられるまで）」とあるのは「とられるまで」と、同条第六項中「第二種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「同項第四号又は第五号に定める主任の大臣以外の者にあつてはこの法律」とあるのは「この

法律」と、「同項各号」とあるのは、「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは、「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 略

2 略

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は第八十七條の第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意(以下この項及び第四十五條において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(都市計画法第八十五條の二又は都市再生特別措置法第六十三條の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合)にあっては、当該

法律」と、「同項各号」とあるのは、「届出に係る都市計画が都市計画同意を要するものであるときは同項各号」と、「定める者に書面により通知し、これらの主任の大臣にあってはその旨の書面を作成」とあるのは、「定める者及び都市計画同意権者に、都市計画同意を要しないものであるときは同項各号に掲げる第二種事業の区分に応じ当該各号に定める者に書面により通知」と、同条第七項中「受け、又は同項の規定により書面を作成した者は、当該通知又は書面の作成」とあるのは「受けた者は、当該通知」と、「都道府県知事に当該通知又は作成」とあるのは「都道府県知事及び当該第二種事業を実施しようとする者に当該通知」と、同条第八項中「通知又は書面の作成」とあるのは「通知」と、同条第九項中「主務省令」とあるのは「主務省令・国土交通省令」と、「が環境大臣」とあるのは「及び国土交通大臣が環境大臣」と、同条第十項中「が定めるべき」とあるのは「及び国土交通大臣が定めるべき」とする。

(対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例)

第四十二条 略

2 略

3 前項の都市計画について、都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)、同法第十九条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合及び同法第二十二條第一項又は第八十七條の第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、又は都市再生特別措置法第五十一条第二項の規定による同意(以下この項及び第四十五條において「都市計画同意」という。)を行うに当たっては、国土交通大臣(都市計画法第八十五條の二又は都市再生特別措置法第六十二條の規定により都市計画同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合)にあっては、当該

地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

地方整備局長又は北海道開発局長）又は都道府県知事（第四十五条において「都市計画同意権者」という。）は、評価書の記載事項及び第四十条第二項の規定により読み替えて適用される第二十四条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（補助等に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置）</p> <p>第五十四条 地方公共団体、公団又は公社は、第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて整備し、又は家賃を減額する賃貸住宅について、国土交通省令で定めるところにより、入居者の募集に先立ち、第五条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請その他の方法により当該賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び当該加齢対応構造等の内容その他必要な事項を周知させる措置を講じなければならない。</p>	<p>（補助等に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置）</p> <p>第五十四条 地方公共団体、公団又は公社は、第四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて建設し、若しくは整備し、又は家賃を減額する賃貸住宅について、国土交通省令で定めるところにより、入居者の募集に先立ち、第五条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請その他の方法により当該賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び当該加齢対応構造等の内容その他必要な事項を周知させる措置を講じなければならない。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業務（同条に規定する業務に該当するものを除く。）を行うことができる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 都市再生特別措置法第六十二条に規定する業務を行うこと。</p> <p>2 6 略</p>	<p>附 則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第十二条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業務（同条に規定する業務に該当するものを除く。）を行うことができる。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 6 略</p>